議　案　第　２４　号

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年２月２０日提出

摂津市長　森　山　一　正

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年摂津市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第７条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて

安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第１３条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１３条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第１４条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第７条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第２項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第３項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。